

（公財）佐賀県建設技術支援機構確認検査業務約款

第1条（契約の締結）

建築主（以下「甲」という。）及び公益財団法人佐賀県建設技術支援機構（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾証及び引受証を含む。以下同じ。）及び公益財団法人佐賀県建設技術支援機構確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を締結する。

第2条（責務）

乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾証又は引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

2 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 甲は、引受承諾証又は引受証に定められた額の手数料を第4条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納めなければならない。

4 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾証又は引受証に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

5 甲は、乙の確認審査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し、審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や 不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内 にこれを行わなければならない。完了検査追加説明書等の検査業務における必要な措置についても同様とする。

6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は建築工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

第3条（業務期日）

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日（経過する日数には規程第13条第2項に定める休日を含まない。第4条において同じ。）とする。

（1）確認業務

- イ 法第6条第1項第3号にかかる建築物 引受承諾書の交付日から7日を経過する日
- ロ 法第6条第1項第1号及び第2号に係る建築物 引受承諾書の交付日から35日を経過する日

（2）中間検査業務

特定工程終了日又は引受証の交付日のいずれか遅い日から4日を経過する日

（3）完了検査業務

工事完了日又は引受証の交付日のいずれか遅い日から7日を経過する日

2 乙は、甲が前条第3項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時、その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

第4条（手数料の納入期日及び支払方法）

第2条第3項に規定する手数料の納入期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- （1）確認申請手数料 引受承諾証の交付日
 - （2）中間検査申請手数料及び完了検査申請手数料 引受証の交付日から3日を経過する日又は検査予定日のいずれか早い日
- 2 第2条第3項に規定する手数料は現金又は乙の指定する銀行口座に振込みにより納入しなければならない。なお、振込みに要する費用は、甲の負担とする。
- 3 前二項について、甲乙協議のもと、特に定めた場合はこの限りではない。

第5条（乙の免責）

次の各号の一にあたる時、乙は責任を負わない。

- （1）甲の提出した申請書等に虚偽の記載があり、それに基づいて確認及び検査が行われたとき。
- （2）乙による故意または重大な過失がない場合。

第6条（甲の契約解除権）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- （1）乙が、正当な理由なく業務期日までに業務を完了せず、またその見込みがない場合。
 - （2）乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当の期間を定めて催促してもなお是正されない場合。
- 2 前項の契約解除において、甲は、手数料の返還を乙に請求することができる。

また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害については、その賠償の責めに任じない。

3 第1項の契約解除において、前項に定めるほか、甲は、損害を生じた場合は、その賠償を乙に請求することができる。賠償額については、甲乙協議のうえ、決定する。

4 第1項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって確認申請（含計画変更申請）、中間検査申請及び完了検査申請を取り下げる旨を届け出、この契約を解除することができる。

5 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。

6 第4項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

7 第4項の規定により契約が解除された場合には、乙は、甲に申請関係図書を返還する。

第7条（乙の契約解除権）

乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお是正されない場合は、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じない。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

第8条（計画の特定行政庁への通知）

乙は、この契約を締結した後、対象建築物等の計画の概要を、建築場所を所管する特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じない。

第9条（電子申請）

甲の確認申請、中間検査申請又は完了検査申請が電子申請の方法により行われた場合において、乙は、確認済証、中間検査合格証及び検査済証については、書面で交付し、次の各号については、あらかじめ甲乙協議の上で、電子情報処理組織にて交付を行うことができる。

- （1）確認済証の交付時における副本
- （2）適合しない旨の通知書及びその交付時における副本並びに適合するかどうかを決定できない旨の通知書
- （3）中間検査合格証を交付できない旨の通知書
- （4）検査済証を交付できない旨の通知書

2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとし、当該期間の延長は行わない。

3 乙は、甲の電子申請に係る電磁的記録が乙に到達した時間が、規程第13条に規定する確認検査の業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内である場合は速やかに、業務時間外である場合は次の業務時間内に、規程第17条第2項に規定する審査を行い、当該申請を引き受ける。

4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第14条に規定する事務所とする。

第10条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第11条（個人情報の利用目的）

乙は、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構個人情報保護管理規程に基づき、この契約による確認検査業務で得た情報を、業務上の連絡調整、法令に基づく保管及び行政庁への報告、各種統計処理等に必要な範囲内で利用することができる。

第12条（その他）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈について疑義を生じた事項については、信義誠実の原則に則り甲乙協議の上定める。